区連会４月定例会説明資料
令和５年４月２１日
港北区総務課

緊急時情報伝達システムの登録のご案内

港北区では、避難指示などの緊急情報を一斉に電話でお伝えする「緊急時情報伝達システム」を導入しております。本システムに登録されている連合町内会長、単位町内会長及び地域防災拠点運営委員会会長などの登録対象者※の方々へ、避難情報や避難所開設などの緊急情報を連絡しています。

自治会町内会長でご登録を希望される方は、次のとおりご対応をお願いします。

１　登録方法

毎年、地域振興課にご提出いただく「自治会町内会現況届」自治会町内会長連絡先等の記入欄に、緊急時情報伝達システムの登録欄がありますので、チェックをお願いいたします。

既に「自治会町内会現況届」を提出されている自治会町内会長で、登録をご希望の方は、港北区総務課防災担当までご連絡ください。

２　システムの概要

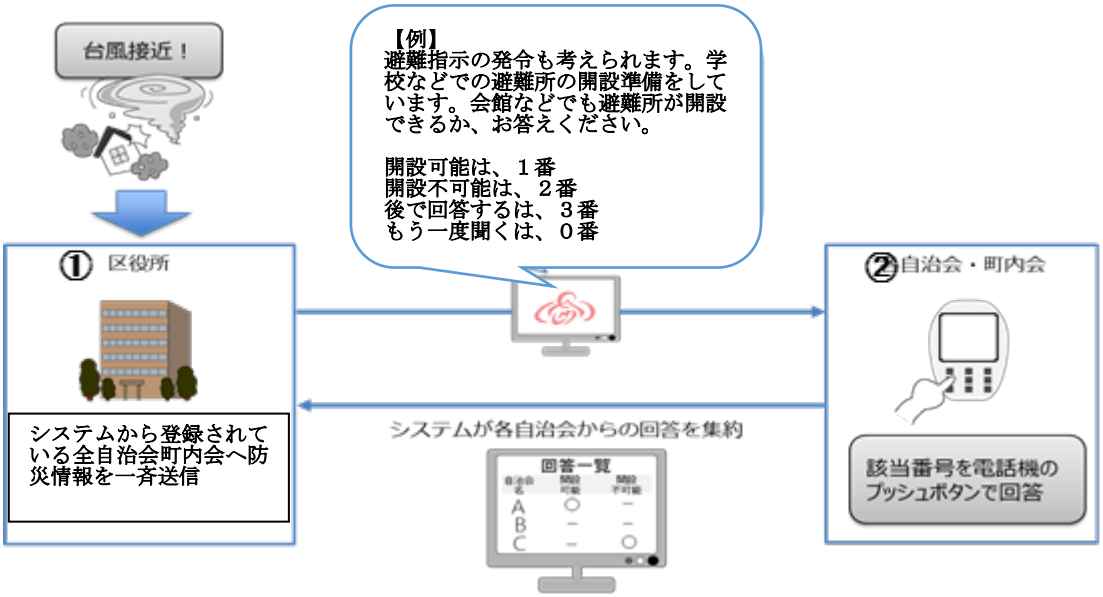

① 区役所から、ご登録いただいたお電話番号に自動音声により情報をお伝えしますので受話器をあげてください。

② 音声ガイダンスに従い、区からの情報を聞き取り、最後に該当のボタンを押してください。

３　主な伝達情報

(1) 気象災害関連（高齢者等避難、避難指示等の避難情報、気象に関する特別警報など）

(2) 地震関連　　（震度５強以上の地震発生、安否の確認など）

(3) 避難所等開設情報

(4) その他緊急情報　（事件、大規模な事故など）

４　個人情報について

ご提供いただいた個人情報は、災害（訓練等含む）や緊急時の情報発信にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。

５　その他

災害時要援護者の登録につきましては、今年度新たに実施を予定している、高齢者施設等の職員を対象とした研修会等の機会を捉え、施設関係者や支援者等を通じて災害時要援護者へ周知を行い、積極的に勧奨していきます。

登録対象者の方は次の通りです。

※　登録対象者

○ 自治会町内会長及び連合町内会長

○ 地域防災拠点運営委員会会長

○ 洪水浸水想定区域に居住する災害時要援護者で次に記載する者又はその支援者

- 要介護３以上
- 一人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、いずれも要支援又は要介護認定
- 要介護２以下で、認知機能の低下が心配される者
- 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者
- 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳１～３級
- 療育手帳（愛の手帳）Ａ１・Ａ２
- 精神障害者保健福祉手帳１・２級

○ 即時避難指示対象区域の居住者

○ その他

港北区総務課防災担当　大工保、新井田、亀本

連絡先：TEL　５４０－２２０６

FAX　５４０－２２０９

メール：ko-bousai@city.yokohama.jp